

## 教育職員の給与改正について

- 第141号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**  
**第142号議案 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例**  
**第143号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

### 1 月例給の改正について

#### 【学校教育職員および幼稚園教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、給料表の改正を行う。

##### I 給料表の改正

###### (1) 学校教育職員に係るもの

特別区人事委員会勧告に基づき、東京都人事委員会勧告に沿った改正を行うこととし、公民較差分（給与月額 13,580 円、3.24%）の引上げ改定を行う。※改正後の給料表は、令和7年4月支給の給料より遡って適用する。

###### (2) 幼稚園教育職員に係るもの

特別区人事委員会勧告に基づき、公民較差分（給与月額 14,860 円、3.80%）の引上げ改定を行う。※改正後の給料表は、令和7年4月支給の給料より遡って適用する。

### 2 特別給の改正について

#### 【学校教育職員および幼稚園教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、特別給の年間支給月数を 0.05 月引き上げる改正を行う。引上げは、令和7年12月支給の期末・勤勉手当から実施する。

##### I 引上げ分について、一般職員および管理職員とも、期末手当および勤勉手当に均等に配分する。

(1)一般職員

	現行	改正案
<b>特別給全体</b>	4.85月（2.55月）	<u>4.90月（2.60月）</u>
・期末手当	2.50月（1.40月）	<u>2.525月（1.425月）</u>
・勤勉手当	2.35月（1.15月）	<u>2.375月（1.175月）</u>

※（ ）は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

(2)管理職員

	現行	改正案
<b>特別給全体</b>	4.85月（2.55月）	<u>4.90月（2.60月）</u>
・期末手当	2.15月（1.225月）	<u>2.175月（1.25月）</u>
・勤勉手当	2.70月（1.325月）	<u>2.725月（1.35月）</u>

※（ ）は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

II 一般職員の期末・勤勉手当引上げ分の支給について、令和7年度は12月期に実施するが、令和8年度については、6月期と12月期に按分するため、令和8年4月1日施行の一部改正条例第2条において、期末・勤勉手当の支給月数を調整し割り振る。

また、管理職員の期末・勤勉手当についても、同様に支給月数を調整し割り振る。

(1) 一般職員

	現行	→	令和7年度	→	令和8年度から
<b>特別給全体</b>	4.85月（2.55月）		<u>4.90月（2.60月）</u>		<u>4.90月（2.60月）</u>
<b>期末手当全体</b>	2.50月（1.40月）		<u>2.525月（1.425月）</u>		2.525月（1.425月）
<b>6月期</b>	1.25月（0.70月）		1.25月（0.70月）		<u>1.2625月（0.7125月）</u>
<b>12月期</b>	1.25月（0.70月）		<u>1.275月（0.725月）</u>		<u>1.2625月（0.7125月）</u>
<b>勤勉手当全体</b>	2.35月（1.15月）		<u>2.375月（1.175月）</u>		2.375月（1.175月）
<b>6月期</b>	1.175月（0.575月）		1.175月（0.575月）		<u>1.1875月（0.5875月）</u>
<b>12月期</b>	1.175月（0.575月）		<u>1.20月（0.60月）</u>		<u>1.1875月（0.5875月）</u>

（ ）は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

## (2) 管理職員

	現行	令和7年度	令和8年度から
<b>特別給全体</b>	<b>4. 85月（2.55月）</b>	<b>4. 90月（2.60月）</b>	<b>4. 90月（2.60月）</b>
<b>期末手当全体</b>	2.15月（1.225月）	<u>2.175月（1.25月）</u>	2.175月（1.25月）
+ <b>6ヶ月期</b>	1.075月（0.6125月）	1.075月（0.6125月）	<u>1.0875月（0.625月）</u>
<b>12ヶ月期</b>	1.075月（0.6125月）	<u>1.10月（0.6375月）</u>	<u>1.0875月（0.625月）</u>
<b>勤勉手当全体</b>	2.70月（1.325月）	<u>2.725月（1.35月）</u>	2.725月（1.35月）
<b>6ヶ月期</b>	1.35月（0.6625月）	1.35月（0.6625月）	<u>1.3625月（0.675月）</u>
<b>12ヶ月期</b>	1.35月（0.6625月）	<u>1.375月（0.6875月）</u>	<u>1.3625月（0.675月）</u>

※（ ）は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

## 3 教職調整額の引上げ

### 【学校教育職員】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教職調整額の支給率を現行の4%から10%に引き上げる。なお、引上げは令和8年1月から毎年1%ずつ段階的に引き上げ、令和13年1月に10%とする。

現行	R8.1.1～ R8.12.31	R9.1.1～ R9.12.31	R10.1.1～ R10.12.31	R11.1.1～ R11.12.31	R12.1.1～ R12.12.31	R13.1.1～
4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

※幼稚園教員については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

## 4 管理職に対する加算措置

### 【学校教育職員】

上記の教職調整額の引上げに伴い、教職調整額の支給がない管理職について、給料月額に加算額を措置する。なお、加算額は令和8年1月から支給し、教職調整額の引上げに合わせて、毎年段階的に引き上げる。

現行	R8. 1. 1～ R8. 12. 31	R9. 1. 1～ R9. 12. 31	R10. 1. 1～ R10. 12. 31	R11. 1. 1～ R11. 12. 31	R12. 1. 1～ R12. 12. 31	R13. 1. 1～
-	4, 100円	8, 300円	12, 400円	16, 500円	20, 700円	24, 800円

## 5 義務教育等教員特別手当の見直し

### 【学校教育職員および幼稚園教育職員】

教育公務員特例法の改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額について、規則で定める校務の種類を考慮する旨を定める。なお、学校教育職員については、学級担任について月額3, 000円を加算する。

## 6 施行期日

### 【学校教育職員および幼稚園教育職員】

#### (1) 給料表の改定

公布の日（令和7年4月1日から適用）

#### (2) 教職調整額の引上げ、管理職に対する加算措置および義務教育等教員特別の見直し

令和8年1月1日

#### (3) 特別給支給月数の改定

令和7年度 公布の日

令和8年度 令和8年4月1日

※両条例の議会議決後に、改めて関連規則を教育委員会に付議予定。

## 第141号議案

### 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

品川区長 森澤恭子

### 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）

の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の110」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の61.25」との次に「、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」と」を加える。

第30条第2項中「100分の117.5」を「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の120」に、「100分の135」を「、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の57.5」との次に「、「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の66.25」と」を加える。

の次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」と」  
を加える。

第31条第2項中「8,570円」を「11,570円」に、「応じて」を  
「応じ、校務類型(人事委員会の承認を得て規則で定める校務の種類をいう。)  
に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	375,300	416,300
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	377,400	418,400
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	379,500	420,400
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	381,600	422,400
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	383,700	424,400
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	385,700	426,400
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	387,600	428,300
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	389,400	430,200
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	391,200	432,100
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	393,000	434,100
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	394,900	436,000
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	396,800	437,900
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	398,700	439,800
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	400,500	441,700
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	402,300	443,600
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	404,200	445,500
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	406,100	447,400
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	407,900	449,300
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	409,800	451,200
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	411,600	453,100
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	413,400	455,000
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	415,300	456,900
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	417,100	458,800
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	418,900	460,700
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	420,700	462,500
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	422,500	464,400
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	424,300	466,300
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	426,100	468,200
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	427,900	470,000
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	429,700	471,900
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	431,500	473,800
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	433,300	475,700
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	435,100	477,500
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	436,900	479,300
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	438,700	481,100
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	440,400	482,900
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	442,100	484,700
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	443,900	486,400
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	445,600	488,100
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	447,300	489,800

41	261, 200	309, 400	365, 700	391, 300	449, 000	491, 500
42	262, 300	310, 800	367, 200	393, 000	450, 700	493, 200
43	263, 400	312, 200	368, 700	394, 600	452, 400	494, 900
44	264, 500	313, 600	370, 200	396, 200	454, 100	496, 500
45	265, 600	314, 900	371, 700	397, 800	455, 700	498, 100
46	266, 500	316, 300	373, 200	399, 400	457, 400	499, 700
47	267, 400	317, 700	374, 700	401, 000	459, 100	501, 400
48	268, 300	319, 000	376, 200	402, 500	460, 800	503, 000
49	269, 100	320, 300	377, 700	404, 000	462, 400	504, 600
50	270, 000	321, 700	379, 200	405, 500	464, 000	506, 300
51	270, 900	323, 000	380, 700	407, 000	465, 600	507, 900
52	271, 700	324, 300	382, 200	408, 500	467, 100	509, 500
53	272, 500	325, 600	383, 600	410, 000	468, 600	511, 000
54	273, 400	327, 000	385, 000	411, 400	470, 000	512, 600
55	274, 200	328, 300	386, 500	412, 800	471, 400	514, 200
56	275, 000	329, 600	387, 900	414, 200	472, 800	515, 700
57	275, 800	330, 900	389, 300	415, 600	474, 200	517, 100
58	276, 600	332, 300	390, 600	416, 900	475, 500	518, 300
59	277, 400	333, 600	391, 900	418, 200	476, 800	519, 400
60	278, 200	334, 900	393, 200	419, 500	478, 100	520, 500
61	279, 000	336, 200	394, 400	420, 700	479, 400	521, 600
62	279, 800	337, 500	395, 500	421, 900	480, 600	522, 500
63	280, 600	338, 800	396, 500	423, 200	481, 700	523, 400
64	281, 400	340, 000	397, 500	424, 400	482, 700	524, 100
65	282, 100	341, 200	398, 400	425, 600	483, 700	524, 800
66	282, 900	342, 400	399, 300	426, 800	484, 600	525, 500
67	283, 700	343, 600	400, 100	428, 000	485, 500	526, 200
68	284, 400	344, 800	400, 900	429, 200	486, 300	526, 800
69	285, 100	345, 900	401, 600	430, 300	487, 100	527, 400
70	285, 900	347, 000	402, 400	431, 400	488, 000	528, 000
71	286, 600	348, 100	403, 100	432, 500	488, 800	528, 600
72	287, 300	349, 100	403, 800	433, 600	489, 500	529, 100
73	288, 000	350, 100	404, 400	434, 700	490, 200	529, 600
74	288, 800	351, 100	405, 000	435, 700	490, 800	530, 100
75	289, 500	352, 100	405, 500	436, 700	491, 400	530, 600
76	290, 200	353, 100	406, 000	437, 700	491, 900	531, 100
77	290, 900	354, 000	406, 400	438, 600	492, 400	531, 600
78	291, 600	354, 900	406, 900	439, 500	492, 900	532, 100
79	292, 300	355, 800	407, 300	440, 400	493, 400	532, 600
80	293, 000	356, 700	407, 700	441, 300	493, 900	533, 100
81	293, 700	357, 500	408, 100	442, 100	494, 400	533, 600
82	294, 400	358, 300	408, 600	442, 900	494, 900	534, 100
83	295, 100	359, 000	409, 000	443, 700	495, 400	534, 600
84	295, 800	359, 700	409, 400	444, 400	495, 900	535, 100

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	85	296, 400	360, 400	409, 700	445, 000	496, 400	535, 600
	86	297, 100	361, 100	410, 100	445, 500	496, 900	
	87	297, 800	361, 700	410, 500	445, 900	497, 400	
	88	298, 400	362, 200	410, 900	446, 300	497, 900	
	89	299, 000	362, 700	411, 300	446, 700	498, 400	
	90	299, 700	363, 200	411, 700	447, 200	498, 900	
	91	300, 300	363, 800	412, 100	447, 600	499, 400	
	92	300, 900	364, 300	412, 500	448, 000	499, 900	
	93	301, 500	364, 800	412, 900	448, 300	500, 400	
	94	302, 100	365, 300	413, 300	448, 700	500, 900	
	95	302, 700	365, 800	413, 700	449, 100	501, 400	
	96	303, 300	366, 300	414, 100	449, 500	501, 900	
	97	303, 900	366, 800	414, 500	449, 900	502, 400	
	98	304, 600	367, 300	414, 900	450, 300	502, 900	
	99	305, 200	367, 800	415, 300	450, 700	503, 400	
	100	305, 700	368, 200	415, 700	451, 100	503, 900	
	101	306, 200	368, 600	416, 100	451, 500	504, 400	
	102	306, 900	369, 100	416, 500	451, 900		
	103	307, 500	369, 500	416, 900	452, 300		
	104	308, 000	369, 900	417, 300	452, 700		
	105	308, 500	370, 300	417, 700	453, 100		
	106	309, 000	370, 700	418, 100	453, 500		
	107	309, 600	371, 100	418, 500	453, 900		
	108	310, 100	371, 500	418, 900	454, 300		
	109	310, 600	371, 800	419, 200	454, 700		
	110	311, 100	372, 200	419, 600	455, 100		
	111	311, 600	372, 500	419, 900	455, 500		
	112	312, 100	372, 800	420, 300	455, 900		
	113	312, 600	373, 100	420, 700	456, 300		
	114	313, 100	373, 500	421, 100	456, 700		
	115	313, 600	373, 800	421, 500	457, 100		
	116	314, 000	374, 100	421, 900	457, 500		
	117	314, 400	374, 400	422, 200	457, 900		
	118	314, 900	374, 800	422, 600	458, 300		
	119	315, 300	375, 100	422, 900	458, 700		
	120	315, 700	375, 400	423, 300	459, 100		
	121	316, 100	375, 700	423, 700	459, 500		
	122	316, 500	376, 100	424, 100	459, 900		
	123	316, 900	376, 400	424, 400	460, 300		
	124	317, 300	376, 700	424, 800	460, 700		
	125	317, 600	377, 000	425, 200	461, 100		
	126	318, 000	377, 400	425, 600	461, 500		
	127	318, 300	377, 700	426, 000	461, 900		
	128	318, 600	378, 000	426, 400	462, 300		

129	318, 900	378, 300	426, 700	462, 700		
130	319, 300	378, 700	427, 100	463, 100		
131	319, 600	379, 000	427, 500	463, 500		
132	319, 900	379, 300	427, 900	463, 900		
133	320, 200	379, 600	428, 200	464, 300		
134	320, 500	380, 000	428, 600			
135	320, 900	380, 300	429, 000			
136	321, 200	380, 600	429, 400			
137	321, 500	380, 900	429, 700			
138	321, 900	381, 300	430, 100			
139	322, 200	381, 600	430, 500			
140	322, 500	381, 900	430, 800			
141	322, 800	382, 200	431, 100			
142	323, 200	382, 500	431, 500			
143	323, 500	382, 800	431, 900			
144	323, 800	383, 100	432, 200			
145	324, 100	383, 400	432, 500			
146	324, 500	383, 700	432, 900			
147	324, 800	384, 000	433, 300			
148	325, 100	384, 300	433, 600			
149	325, 400	384, 600	433, 900			
150	325, 800	384, 900				
151	326, 100	385, 200				
152	326, 400	385, 500				
153	326, 700	385, 800				
154	327, 000	386, 100				
155	327, 300	386, 400				
156	327, 600	386, 700				
157	327, 900	387, 000				
158	328, 200	387, 300				
159	328, 500	387, 600				
160	328, 800	387, 900				
161	329, 100	388, 200				
162	329, 400	388, 500				
163	329, 700	388, 800				
164	330, 000	389, 100				
165	330, 300	389, 400				
166	330, 600	389, 700				
167	330, 900	390, 000				
168	331, 200	390, 300				
169	331, 500	390, 600				
170		390, 900				
171		391, 200				
172		391, 500				

	173		391,800				
	174		392,100				
	175		392,400				
	176		392,700				
	177		393,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		231,800	272,300	291,700	310,700	342,900	414,300

第2条 学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」を「100分の108.75」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の120」を「100分の118.75」に、「、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の60」を「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」に、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」を「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」に改める。

付則第3条を付則第4条とし、付則第2条の次に次の1条を加える。

(令和8年1月1日から令和12年12月31日までに支給する給料月額の加算額に係る経過措置)

第3条 別表第1の備考の規定の適用については、同備考中「24,800円」とあるのは、令和8年1月1日から同年12月31日までの間は「4,100円」と、令和9年1月1日から同年12月31日までの間は「8,300円」と、令和10年1月1日から同年12月31日までの間は「12,400円」と、令和11年1月1日から同年12月31日までの間は「16,500円」と、令和12年1月1日から同年12月31日までの間は「20,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級および6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

#### 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中第31条第2項の改正規定ならびに第2条中付則第3条を付則第4条とし、付則第2条の次に1条を加える改正規定および別表第1に備考として次のように加える改正規定 令和8年1月1日
  - (2) 第2条（付則第3条を付則第4条とし、付則第2条の次に1条を加える改正規定および別表第1に備考として次のように加える改正規定を除く。）

の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定（第27条第2項および第3項、第30条第2項および第3項ならびに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定（第27条第2項および第3項、第30条第2項および第3項ならびに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正前の学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条に

による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(説明) 学校教育職員の給与を改定するほか、校務類型に係る業務の困難性等の事情を義務教育等教員特別手当に反映させる必要がある。

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条による改正】

第1条による改正後	現行
(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。
(第4項および第5項省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の120</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、 <u>6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の137.5</u> ) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(第4項および第5項省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の135</u> ) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の120」とあ	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあ

第1条による改正後	現行
<p>るるのは「100分の60」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」と、  「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。</p>	<p>るるのは「100分の66.25」とする。</p>
<p>(第4項から第6項まで省略)  (義務教育等教員特別手当)</p>	<p>(第4項から第6項まで省略)  (義務教育等教員特別手当)</p>
<p>第31条 (第1項省略)</p>	<p>第31条 (第1項省略)</p>
<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>11,570円</u>を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>	<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,570円</u>を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>
<p>(第3項省略)</p>	<p>(第3項省略)</p>
<p>別表第1 (省略)</p>	<p>別表第1 (省略)</p>

【第2条による改正】

第2条による改正後	第1条による改正後
(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の107.5</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。
(第4項および第5項省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の118.75</u> （第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の136.25</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(第4項および第5項省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の117.5</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の120</u> （第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、 <u>6月に支給する場合においては100分の135</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の118.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と、「 <u>100分の136.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。

第2条による改正後	第1条による改正後
(第4項から第6項まで省略)	(第4項から第6項まで省略)
付 則 (第1条および第2条まで省略) <u>(令和8年1月1日から令和12年12月31日までに支給する給料月額の加算額に係る経過措置)</u>	付 則 (第1条および第2条まで省略) (新設)
第3条 別表第1の備考の規定の適用については、同備考中「24,800円」とあるのは、令和8年1月1日から同年12月31日までの間は「4,100円」と、令和9年1月1日から同年12月31日までの間は「8,300円」と、令和10年1月1日から同年12月31日までの間は「12,400円」と、令和11年1月1日から同年12月31日までの間は「16,500円」と、令和12年1月1日から同年12月31日までの間は「20,700円」とそれぞれ読み替えるものとする。	
(委任) 第4条 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。	(委任) 第3条 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。
別表第1 (省略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級および6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。	別表第1 (省略) (新設)

【改正付則】

改正後	現行
<u>付 則</u> <u>(施行期日等)</u>	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中第31条第2項の改正規定ならびに第2条中付則第3条を付則第4条とし、付則第2条の次に1条を加える改正規定および別表第1に備考として次のように加える改正規定 令和8年1月1日 (2) 第2条(付則第3条を付則第4条とし、付則第2条の次に1条を加える改正規定および別表第1に備考として次のように加える改正規定を除く。)の規定 令和8年4月1日	
2 第1条の規定(第27条第2項および第3項、第30条第2項および第3項ならびに第31条第2項の改正規定を除く。)による改正後の学校教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。 (令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)	
3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定(第27条第2項および第3項、第30条第2項および第3項ならびに第31条第2項の改正規定を除く。)による改正前の学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て品川区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て規則で定める。 (施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)	
4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の	

改正後	現行
<p><u>条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p>	
<p><u>(給与の内扱)</u></p> <p>5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。</p>	
<p><u>(委任)</u></p> <p>6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>	

## 第142号議案

### 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

品川区長 森澤恭子

### 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成21年品川区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「人事委員会」を「特別区人事委員会」に、「規則」を「品川区教育委員会規則」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

## 付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(説明) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、学校教育職員の教職調整額の支給率を引き上げるほか、教職調整額の支給制限を廃止する必要がある。

新旧対照表

## ○学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

新	旧
(教職調整額の支給等)  第3条 学校教育職員（学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号。以下「給与条例」という。）第6条第1項に規定する給料表により定められた職務の級が5級以上である者を除く。以下この条および次条において同じ。）には、その者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	(教職調整額の支給等)  第3条 学校教育職員（学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号。以下「給与条例」という。）第6条第1項に規定する給料表により定められた職務の級が5級以上である者を除く。以下この条および次条において同じ。）には、その者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2 教職調整額の支給に関し必要な事項は、 <u>特別区人事委員会</u> の承認を得て、 <u>品川区教育委員会規則</u> で定める。	2 学校教育職員のうち特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める者には、前項の規定にかかわらず、その者の給料月額の100分の4に相当する額の範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額の教職調整額を支給する。
3 学校教育職員については、給与条例第20条および第21条の規定は、適用しない。	3 教職調整額の支給に関し必要な事項は、 <u>人事委員会</u> の承認を得て、 <u>規則</u> で定める。 4 学校教育職員については、給与条例第20条および第21条の規定は、適用しない。
付 則	付 則
1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。	この条例は、平成21年4月1日から施行する。
2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
令和8年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の5</u>
令和9年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の6</u>
令和10年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の7</u>
令和11年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の8</u>
令和12年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の9</u>

新	旧
<p><u>付 則</u> この条例は、令和8年1月1日から施行する。</p>	

## 第143号議案

### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

品川区長 森澤恭子

### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年品川区条例第32号)

の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の110」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の61.25」との次に「、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」と」を加える。

第30条第2項中「100分の117.5」を「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の120」に、「100分の135」を「、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の57.5」との次に「、「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の66.25」と」を加える。

の次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」と」  
を加える。

第31条第2項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得  
て規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮  
して」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第20条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700
	37	277,600	360,400	406,400	435,400
	38	279,000	361,900	407,600	436,200
	39	280,200	363,500	408,600	436,800
	40	281,600	365,000	409,400	437,600

41	283, 200	366, 000	410, 300	438, 400
42	284, 400	367, 300	411, 200	439, 100
43	286, 000	368, 600	412, 200	439, 900
44	287, 500	369, 700	413, 000	440, 600
45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
55	303, 300	381, 300	420, 900	447, 000
56	305, 000	382, 200	421, 600	447, 600
57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800
69	328, 000	392, 100	429, 300	454, 300
70	329, 600	392, 700	429, 800	454, 800
71	331, 100	393, 400	430, 400	455, 300
72	332, 600	394, 300	431, 000	455, 800
73	334, 000	395, 100	431, 500	456, 200
74	335, 500	395, 800	432, 100	456, 700
75	337, 000	396, 400	432, 600	457, 200
76	338, 600	397, 100	433, 200	457, 700
77	340, 000	397, 700	433, 600	458, 100
78	341, 400	398, 300	434, 100	458, 500
79	342, 700	398, 800	434, 600	459, 000
80	344, 000	399, 400	435, 100	459, 500

定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	81	345,300	400,000	435,500	460,000
	82	346,500	400,500	436,000	460,500
	83	347,700	401,100	436,500	461,000
	84	348,800	401,700	437,000	461,400
	85	350,000	402,300	437,400	461,900
	86	351,200	402,800	437,800	462,300
	87	352,500	403,300	438,300	462,700
	88	353,600	403,900	438,800	463,100
	89	354,700	404,400	439,300	463,400
	90	355,800	404,800	439,700	463,700
	91	357,000	405,400	440,200	464,100
	92	358,100	405,900	440,700	464,500
	93	359,100	406,400	441,100	464,900
	94	360,100	407,000	441,500	465,300
	95	361,000	407,500	441,900	465,700
	96	361,900	408,000	442,300	466,100
	97	362,900	408,400	442,700	466,400
	98	363,800	408,900	443,000	466,700
	99	364,600	409,400	443,400	467,100
	100	365,300	409,900	443,800	467,500
	101	366,000	410,400	444,200	467,900
	102	366,700	410,900	444,600	
	103	367,400	411,400	445,000	
	104	367,900	411,900	445,400	
	105	368,500	412,400	445,700	
	106	369,000	413,000	446,100	
	107	369,500	413,500	446,500	
	108	370,100	414,000	446,900	
	109	370,800	414,400	447,200	
	110	371,300	414,800	447,600	
	111	371,800	415,300	448,000	
	112	372,300	415,900	448,400	
	113	372,800	416,400	448,700	
	114	373,300	416,800		
	115	373,800	417,200		
	116	374,300	417,600		
	117	374,700	418,000		
	118	375,100	418,400		
	119	375,600	418,800		
	120	376,100	419,200		

121	376, 600	419, 600		
122	377, 100	420, 000		
123	377, 600	420, 400		
124	378, 000	420, 800		
125	378, 400	421, 200		
126	378, 700	421, 600		
127	379, 100	422, 000		
128	379, 500	422, 400		
129	379, 800	422, 700		
130	380, 000			
131	380, 400			
132	380, 800			
133	381, 300			
134	381, 600			
135	382, 000			
136	382, 400			
137	382, 800			
138	383, 200			
139	383, 600			
140	384, 000			
141	384, 300			
142	384, 700			
143	385, 100			
144	385, 400			
145	385, 900			
146	386, 300			
147	386, 700			
148	387, 100			
149	387, 500			
150	387, 900			
151	388, 300			
152	388, 700			
153	389, 100			
154	389, 500			
155	389, 900			
156	390, 300			
157	390, 700			
158	391, 100			
159	391, 500			
160	391, 900			

	161	392, 300			
	162	392, 700			
	163	393, 100			
	164	393, 500			
	165	393, 900			
	166	394, 300			
	167	394, 600			
	168	395, 000			
	169	395, 400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 244, 200	円 285, 300	円 310, 000	円 349, 500

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」を「100分の108.75」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の120」を「100分の118.75」に、「、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の60」を「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」に、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」を「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中第31条第2項の改正規定 令和8年1月1日
  - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定（第27条第2項および第3項、第30条第2項および第3項ならびに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定（第27条第2項および第3項、第30条第2項および第3項ならびに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。  
(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびそ

の属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説明) 幼稚園教育職員の給与を改定するほか、校務類型に係る業務の困難性等の事情を義務教育等教員特別手当に反映させる必要がある。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条による改正】

第1条による改正後	現行
(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。
(第4項から第6項まで省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の120</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、 <u>6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の137.5</u> ) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(第4項から第6項まで省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の135</u> ) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の135」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の135」とする。

第1条による改正後	現行
<p>るるのは「100分の60」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。</p>	<p>るるのは「100分の66.25」とする。</p>
<p>(第4項から第7項まで省略) (義務教育等教員特別手当)</p>	<p>(第4項から第7項まで省略) (義務教育等教員特別手当)</p>
<p>第31条 (第1項省略)</p>	<p>第31条 (第1項省略)</p>
<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>	<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>
<p>(第3項省略)</p>	<p>(第3項省略)</p>
<p>別表第1 (省略)</p>	<p>別表第1 (省略)</p>

【第2条による改正】

第2条による改正後	第1条による改正後
(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の107.5</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。
(第4項から第6項まで省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の118.75</u> （第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の136.25</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(第4項から第6項まで省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の117.5</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の120</u> （第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、 <u>6月に支給する場合においては100分の135</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の118.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と、「 <u>100分の136.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。

第2条による改正後	第1条による改正後
(第4項から第7項まで省略)	(第4項から第7項まで省略)

【改正付則】

改正後	現行
<u>付 則</u> <u>(施行期日等)</u>	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中第31条第2項の改正規定 令和8年1月1日 (2) 第2条の規定 令和8年4月1日	
2 第1条の規定（第27条第2項および第3項、第30条第2項および第3項 ならびに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職 員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の 規定は、令和7年4月1日から適用する。 (令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)	
3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。） の前日までの間において、第1条の規定（第27条第2項および第3項、第 30条第2項および第3項ならびに第31条第2項の改正規定を除く。）によ る改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」と いう。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員お よびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のう ち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第 1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号 給は、人事委員会が定める。 (施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)	
4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の 条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および その属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用 または異動の日における号給については、当該適用または異動について、 まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から 第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上	

改正後	現行
<p><u>必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p><u>(給与の内扱)</u></p>	
<p>5 <u>第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。</u></p> <p><u>(委任)</u></p>	
<p>6 <u>付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>	